

## 特別支援学校高等部学習指導要領案新旧対照表

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;">第3章 道 徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）</p> <p style="text-align: center;">第1款 目標及び内容</p> <p>道徳の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2款 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。</p> <p>2 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係及び環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにするものとする。また、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 道 徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）</p> <p style="text-align: center;">第1款 目標及び内容</p> <p>道徳の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、更に、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2款 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。</p> <p>2 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的発達遅滞の状態や発達段階に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにするものとする。また、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。</p>

## 特別支援学校高等部学習指導要領案新旧対照表

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 総合的な学習の時間</p> <p>総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。</li> <li>2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。</li> </ol>	

## 特別支援学校高等部学習指導要領案新旧対照表

改 訂 案	現 行
<p>第5章 特別活動</p>	<p>第4章 特別活動</p>
<p>特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。</li> <li>2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などとの交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。</li> <li>3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。</li> </ol>	<p>特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。</li> <li>2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにする必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。</li> <li>3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的発達の遅滞の状態や発達段階に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。</li> </ol>

特別支援学校高等部学習指導要領案新旧対照表

改訂案	現 行
<p data-bbox="488 276 712 308">第6章 自立活動</p> <p data-bbox="501 363 698 395">第1款 目 標</p> <p data-bbox="91 451 1108 579">個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。</p> <p data-bbox="501 635 698 667">第2款 内 容</p> <p data-bbox="98 722 293 754">1 健康の保持</p> <p data-bbox="125 770 748 930">(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。</p> <p data-bbox="98 954 322 986">2 心理的な安定</p> <p data-bbox="125 994 1084 1114">(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。</p> <p data-bbox="98 1169 353 1201">3 人間関係の形成</p> <p data-bbox="125 1217 672 1377">(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。</p>	<p data-bbox="1518 268 1749 300">第5章 自立活動</p> <p data-bbox="1532 355 1729 387">第1款 目 標</p> <p data-bbox="1137 443 2145 571">個々の生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。</p> <p data-bbox="1532 627 1729 659">第2款 内 容</p> <p data-bbox="1144 715 1339 746">1 健康の保持</p> <p data-bbox="1171 754 1794 922">(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 損傷の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。</p> <p data-bbox="1144 946 1368 978">2 心理的な安定</p> <p data-bbox="1171 986 2078 1145">(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 対人関係の形成の基礎に関する事。 (3) 状況の変化への適切な対応に関する事。 (4) 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関する事。</p>

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

#### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

#### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

### 第3款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2款に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

#### 3 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (3) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

#### 4 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業の円滑な遂行に関する事。

#### 5 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

### 第3款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2款に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、特に次の事項に配慮して、具体的に指導内容を設定するものとする。
  - (1) 個々の生徒について、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる事。

(2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

ア 生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。

イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ 個々の生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。

(4) 生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

3 指導計画の作成に当たっては、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

4 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。

7 生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

(2) 生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。

(3) 生徒が、障害に基づく種々の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

(4) 個々の生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

2 指導計画の作成に当たっては、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間）の指導と密接な関連を保つようにし、組織的、計画的に指導が行われるようにするものとする。

3 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

5 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。

6 生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。